

平成 27 年度 第 2 回福井エリア地域原子力防災協議会作業部会
第 3 回高浜地域分科会 合同会議の会議結果について（議事概要）

記

- 1 開催日時
平成 27 年 8 月 6 日（木） 14：00～16：15
- 2 開催場所
TV 会議にて
- 3 会議結果
別紙のとおり
- 4 備考
なし

以上

＜会議結果＞

議題(1) 高浜地域の緊急時対応について

内閣府より『高浜地域の緊急時対応』（全体版：案）について、関係府県、関係機関から出された意見に基づき修正をおこなった『高浜地域の緊急時対応』（全体版：案）の説明がなされた。

その後、以下のとおり関係府県や関係機関から修正意見が出された。

＜主な意見＞

- UPZ圏内の一時移転に必要となる輸送能力の確保（p 6 8）中のバスの保有台数（9 2 5 台）の内訳は。
⇒ 確認の上、改めて回答する。
- PAZ圏内の防災対策の記述に比べ、UPZ圏の防災対策についての記述、いざという時の実動部隊の支援について具体的な記述が少ないのではないか。また、バスおよび運転手の確保策について、具体的な記述ができないか。
⇒ 『高浜地域の緊急時対応』をまとめるにあたり、PAZ圏の防災対策については迅速な対応が必要ということで、具体的な対応策を記述している。UPZ圏については即時避難ではないので、仕組みを作っておくことが重要と認識している。先日、滋賀県の実施した原子力防災訓練の結果により、仕組みを修正するものがあれば指摘いただきたい。
- 舞鶴市のPAZ圏の在宅支援者への対応（p 3 1）について、PAZ圏の要支援者はEAL 2で即時避難が必要なので、舞鶴市の保有する車両や舞鶴市内のバス会社、福祉施設等から調達した車両で対応することとした。
⇒ 京都府が確保したとする記述を削除。
- UPZ圏内における防護措置（p 5 6）について、気象データの活用とテロ対策の記述が必要ではないか。
⇒ 今後の協議とする。
- 関西電力のバスの保有台数（p 3 3 他）について、8 台を1 0 台に修正。
緊急時モニタリング体制（p 8 5）の＊2「協定に基づく」を削除。
避難退域時検査場所（p 1 0 0）について、事業者は避難退域時検査を運営しないので、「及び原子力事業者」を削除。
⇒ 修正する。

避難退域時検査運営の記述については、防災基本計画をベースに見直す。

- 既設モニタリングポストの「非常用発電機等が設置・・・」（p 92）が、未来形の表現であるが、福井県はすでに設置済み。この表現でよいか。
⇒ 京都府は持ち帰り回答。滋賀県は設置済み。後日回答をうけ、修正する。

- モニタリングポストの整備、改善させること等についての記述はしないのか。被ばく医療の関係で、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」について、各省庁調整済みか。災害拠点病院は、原子力災害拠点病院との二重看板になっていることに、厚労省は了解しているのか。

⇒ モニタリングポストについては、p 86の2パラに「追加的に整備し、さらなる充実をめざす」と記載しているとおり。

安定ヨウ素剤については、解説書（「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」）について厚労省の確認済み。

災害拠点病院の二重看板については、医療の検討チームの中で厚労省がオブザーバー参加しているので議論は承知しているはず。間違っていた場合、連絡する。

- p 26「町手配の」を削除してもいいのでは。p 71 社会福祉施設【工事予定】を「高浜けいあいの里」と明示してはどうか。
⇒ 修正する。

○「福井エリア地域原子力防災協議会(第1回)の開催について(案)」について

内閣府より標記のことについて、以下の内容のとおり説明あった。

- ・日時、場所については、調整中。
- ・ぶら下がり会見は、平井統括官のみ（府県はなし）の予定。
- ・全体質疑については、関係府県、機関、市町と改めて確認する。
- ・日程が決まった時点で、再度作業部会を開催する。

<主な意見>

- 「協議会の流れ(案)」の4.にある「確認」とはどういう意味合いか。
意思統一は、全会一致でなされるのか。地域原子力防災協議会は1回で終わるか、複数回か。協議会は公開としないのか。
会見はぶら下がりでなく、きちんと会見すべきではないか。
⇒ 確認の意味は、質疑を踏まえた上で、本資料が了解されたという意味で、全体の締めくくりとして「これでいいですか？」の確認のイメージ。資料の内容について、全体的に了解をいただくという意味。
回数は、必要に応じて開催する。

地域原子力防災協議会の主旨は、高浜地域の緊急時対応をとりまとめること。

- 地域原子力協議会の現時点での成果品としてとりまとめたということによって、あえて「確認」の宣言をする必要はないのではないか。まとめることによって、合意されたという認識をしている。

地域原子力協議会の構成メンバーで了承して確認したという意味でよいのか。

⇒ 原防会議に向けてのプロセスとして「確認」としている。

現時点でとりまとめた緊急時対応の内容について、合意をいただいたという意味。

- 全体質疑で、国からの質問、府県からの意見等、進め方について調整はあるのか。

⇒ 府県からの意見や国からの確認等、双方向の質疑を考えている（調整する）。

- オブザーバーの市町の意見の取り扱いは。

⇒ メンバーと同様の扱い。

- 協議会開催場所について、現地開催はしないのか。地域原子力防災協議会は地域の理解を得る場としているが、あくまで原子力防災に関してのみの理解ということか。

⇒ どこで開催してもいい。関係府県等と調整して決めたい。

この協議会は原子力防災に関する協議会なので、規制庁の安全規制等、プラントの規制基準等は議題にはしない。

プラントの設置許可等、規制庁の審査の結果については、従来どおり要望があれば、規制庁から説明をする。今後も同様に対応をする。

- 全体質疑の中で、関西広域連合も質問は可能か。

⇒ 可能。オブザーバーで参加しているすべての市町、関係機関から可能。

- 会議を公開でしないのか。公開しないなら、記者会見を設けてはどうか。会議出席者（副知事）が内容を話していいのか。

⇒ 会議全体を公開しないのは、調整の結果決めた。（質疑等の意見調整はあるが、忌憚のない意見交換をするため）。会見については、内閣府はぶら下がり会見。内閣府において、地域原子力防災協議会前日にプレス懇談会を開催し、プレスに詳しく説明する予定。

会議内容について、出席者自らの立場で発言することは問題はない。

○ 関西電力高浜サイト放出シナリオに対する防護措置の被ばく低減効果の解析結果について

内閣府より、オスカーの解析方法を用いて、高浜発電所を想定とした防護措置の被ばく低減効果の試算をした解析結果についての説明があった。

- ・ P A Z 圏、U P Z 圏のいずれの地点においても実効線量、甲状腺等価線量とも、I A E A の基準を下回る。

＜主な意見＞

- この資料は、協議会に出すのか。

⇒ 出さない。

この資料の技術的な詳細な説明や不明な点について、別途、問い合わせがあれば、詳しく説明をする。

○ 広域避難受入の手引きの策定について

内閣府より、標記のことについて以下の内容のとおり説明があった。

- ・ 9 ～ 10 月頃に、提示する予定。
- ・ ベースは原子力災害時における避難受入市町向けの対策等を示すもの。
- ・ 受入先は被災していないことが前提。
- ・ 一次避難先の避難期間は 1 ヶ月程度。
- ・ 避難所の運営等については自然災害時のマニュアルに準ずるものとして、ここでは対象外。

＜主な意見＞

- この手引きは福井エリアに関するものとするのか？

⇒ 全国展開する予定であり、福井に特化するものでない。

- 関西広域連合にも、調整・相談してもらえるのか？

⇒ 基本的に先進事例を勉強したいとの思い。

先進事例のある関西広域連合にも、案ができた段階で相談する。

○ その他

- 原子力災害対策指針改正案のスクリーニング手法について、バス避難時の住民検査についてはやらないということについて、内閣府の見解如何。

⇒ 内閣府の立場としては、指針は遵守すべきという立場。滋賀県の実施した

訓練を踏まえて避難退域時検査をどうするのか、指針の解釈、考え方について規制庁とは相談する。

●滋賀県は、パブコメに意見をだしている。その意見について内閣府より規制庁に働きかけをしてくれるのか。

現時点では指針と反する形になっている。滋賀方式を支援してほしい。

⇒ 別途、内容について滋賀県と調整する。

以上